

第36号議案 令和3年度品川区一般会計  
補正予算（歳出 建設委員会所管分）  
環境指導用機器（アスベストアナライザー）購入について

1. 背景・目的

令和3年4月に改正大気汚染防止法が施行され、令和4年4月からはアスベスト含有建材の有無にかかわらず、すべての建築物の解体・改修等工事に伴い、事前調査結果を届け出ることが義務付けられる。区では来年度年間約800件の立ち入り調査を予定しており、それまでの移行期間として、今年度から解体・改修現場への立ち入り調査を強化している。建材中のアスベスト含有の有無や種類をその場で検査可能なアスベストアナライザーを購入することで、事業者に対してより効果の高い指導を行い、アスベストの飛散を防止する。

2. 概要

アスベストアナライザー1台を区で購入する。費用については「東京都アスベストアナライザー機器整備事業」により、東京都が購入経費の10/10を負担する。

3. アスベストアナライザーについて

「アスベストアナライザー」とは、近赤外線を使用した携帯型分析装置で、非破壊かつ短時間にアスベスト含有の有無および種類を判別できる機器。

4. 予算

環境指導相談用機器購入 7,645千円

